

東京医療保健大学和歌山看護学部教務委員会規程

(趣 旨)

第1条 東京医療保健大学和歌山看護学部における教務に関する事項を審議するため、和歌山看護学部教務委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 履修規程に関する事項
- (3) 単位の認定・付与に関する事項
- (4) その他、教務に関する事項

(構 成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 和歌山看護学部教授会において任命する専任教員
- (3) 和歌山事務部長
- (4) その他、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(専門委員会)

第5条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事 務)

第6条 委員会に関する事務は、和歌山事務部で行う。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

カリキュラム検討専門委員会細則

(趣 旨)

- 第1条 東京医療保健大学和歌山看護学部における教務に関する事項の中で、カリキュラム改正に関する事項を審議するため、和歌山看護学部カリキュラム検討専門委員会（以下「専門委員会」という）を設置する。

(審議事項)

- 第2条 専門委員会は、次の事項について審議する。
- (1) 現行教育課程の見直しに関する事項
 - (2) コアカリキュラム対応の新教育課程の編成に関する事項
 - (3) その他、カリキュラムに関する事項

(構 成)

- 第3条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
- (1) 学部長
 - (2) 教務委員会で任命する専任教員
 - (3) 和歌山事務部長
 - (4) その他、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(委員長等)

- 第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、教務委員会において任命する。
 - 3 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(事 務)

- 第5条 専門委員会に関する事務は、和歌山事務部で行う。

- (附 則) この細則は、平成30年4月1日から施行する。